

# 指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

## 1 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
代表者氏名	理事長 板谷 雅光
所在地	東京都世田谷区粕谷2丁目23番1号
電話番号	03-5450-8223
設立年月日	平成6年9月30日

## 2 サービスを提供する事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等

名称	世田谷ホームヘルプサービス
事業所番号	1311200479
管理者	所長 永嶋 千秋
所在地	東京都世田谷区世田谷1丁目23番2号
電話番号	[居宅介護・重度訪問介護] 03-5450-8292 [同行援護] 03-5450-8202
通常の事業の実施地域	[居宅介護・重度訪問介護] 世田谷区内の次の町名の区域 池尻、三宿、下馬、上馬、野沢、太子堂、三軒茶屋、駒沢、若林、弦巻、 世田谷、桜、桜丘、北沢、代沢、桜新町、新町、鎌田、喜多見、上野毛、 上用賀、瀬田、玉川、玉川台、中町、用賀、奥沢、尾山台、玉川田園調布、 玉堤、野毛、東玉川、岡本、等々力、深沢、宇奈根、大蔵、赤堤、大原、 松原、経堂、宮坂、羽根木、砧、梅丘、豪徳寺、代田 [同行援護] 世田谷区全域

### (2) 運営方針

事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びにその他の生活全般にわたる援助を行います。また、事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### (3) 営業日・営業時間等

事業所窓口の 営業日・営業時間	営業日：通年（年中無休） 営業時間：午前8時30分から午後5時15分まで ※ 担当の職員が留守にしていることもあります。お越しの際は、あらかじめご連絡ください。
サービスの 提供日・提供時間	提供日：通年（年中無休） 提供時間： [居宅介護・重度訪問介護] 午前7時から午後9時まで [同行援護] 午前7時から午後10時まで
時間外の連絡先	事業所窓口の営業時間外は、下記の時間外受付（委託業者）にご連絡ください。 なお、居宅介護員等が急な体調不良等で訪問が出来なくなった場合、時間外受付からお客様にご連絡させていただきます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">時間外受付『アルソックあんしんケアサポート』 [電話番号] 0120-016-724 (フリーダイヤル) [受付時間] 午後5時15分から午前8時30分まで</div>

### (4) 職員への研修等

採用時研修及びその他障害の状態別援助を中心に、年3回以上居宅介護員等への研修を行い、居宅介護員等の質の向上に努めます。

### (5) 苦情相談窓口

居宅介護等に関する相談、要望、苦情等は、担当のサービス提供責任者又は下記までお願ひいたします。

#### ① サービス相談窓口

世田谷ホームヘルプサービス苦情担当：所長 永嶋 千秋  
[電話番号] 03-5450-8292  
[受付時間] 事業所窓口の営業時間

#### ② 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団苦情審査委員会

苦情処理委員会は、当事業団がお客様からの苦情を公平かつ客観的に審査し、的確に処理するため、理事会の委任を受けて設置する機関です。

事務局は、当事業団 統括管理本部法人統括管理室に置かれています。

[電話番号] 03-5450-8223  
[受付時間] 午前8時30分から午後5時15分まで（祝日を除く月曜日から金曜日まで）

※ 事業所には、投書箱も設置しています。

※ 当事業団の「苦情処理制度に関する規程」に基づき、適切に対応いたします。

## (6) 職員体制

職務内容及び員数等（令和7年4月1日現在 ※員数は変動することがあります。）

職種	職務内容	員数
管理者	職員及び業務の管理を一元的に行います。	常勤1人
サービス提供責任者	ア 個別支援計画の作成、お客様への説明と交付を行います。 イ お客様の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ウ サービス担当者会議への出席等により、相談支援事業者等との連携を図ります。 エ 居宅介護員等に対し、研修や技術指導を行います。 オ その他サービス内容の管理について、必要な業務を行います。	常勤9人 非常勤1人
居宅介護員等	個別支援計画に基づき、居宅介護等のサービスを提供します。また、お客様の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常勤換算 2.5人以上
事務職員	事業所の運営に必要な事務を行います。	非常勤2人

※管理者はサービス提供責任者を兼務します。

## 3 サービスの内容

居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

## 4 利用料金

### (1) 介護給付費対象の料金（別表のとおり）

別表に記載の額は目安です。実際の利用料金の額は、月ごとの単位数の合計に地域区分別1単位の単価（11.20円）を乗じた額となりますので、別表記載の料金の額を足し上げた額と若干異なる場合があります。なお、介護給付費の支給が受けられる場合のお客様の負担額は、月ごとに算出した額の1割となります。

#### ① 基本料金

別表のとおり

#### ② 2人の居宅介護員等による場合

一定の要件を満たし、同時に2人の居宅介護員等が1人のお客様に対してサービスを提供した場合、当該サービスに係る上記①について100分の200の単位数を算定します。

#### ③ 早朝又は夜間の場合

サービス提供時間のうち、次の時間帯におけるサービス提供時間について、当該サービスに係る上記①及び②の単位数の100分の25の単位数を加算します。

早朝	午前 7 時から午前 8 時まで
夜間	[居宅介護・重度訪問介護] 午後 6 時から午後 9 時まで [同行援護] 午後 6 時から午後 10 時まで

#### ④ 加算

別表のとおり

### (2) 介護給付費対象外の料金

#### ① キャンセル料

キャンセルされた場合で、次に該当する場合はキャンセル料をご負担いただきます。キャンセルのお申し出は、早めに事業所までご連絡ください。

キャンセルのご連絡がサービス提供予定日の前日午後 5 時以降の場合	1 派遣につき	1, 420 円
キャンセルのご連絡がなかった場合		
予定時間を 30 分以上短縮(キャンセル) するご連絡がサービス提供予定日の前日 午後 5 時以降の場合	30 分以上 60 分未満の短縮	710 円

※ 上記のキャンセル料は、キャンセルの理由が、お客様が急な体調不良により救急搬送された場合等、真にやむを得ない場合はいただけません。

#### ② 交通費

居宅介護員等が、お客様の居宅等を訪問する際の交通費は基本料金に含まれますが、通院介助等の外出を伴うサービスの提供にあたり居宅介護員等の移動に交通費が発生する場合は、実費をご負担いただきます。

また、サービスの開始場所又は終了場所が世田谷区外の場合は、サービス開始場所まで又は終了場所からの居宅介護員等の移動に係る交通費を、実費でご負担いただきます。

### (3) その他

- ① お客様の支給量を超える場合、超えた部分について基本料金等の全額(10割)をお客様にご負担いただきます。
- ② お客様の居宅等でのサービスの提供にあたり、居宅介護員等が使用する水道、ガス、電気等に係る費用は、お客様のご負担となります。また、居宅介護員等は、サービスの提供に必要な範囲で、消耗品、材料、器具等をお客様の同意のうえ使用します。
- ③ お客様がサービス記録の開示をご請求される場合で、記録の写しの交付を求められた場合、写しの作成に係る費用を実費相当額でご負担いただきます。

## 5 利用料金等のお支払い方法

利用料金等をお支払いいただく方法は、次のいずれかでお願いします。

※ お支払方法が簡単な口座引き落としをおすすめします。

お支払い方法	領収書	
口座引き落とし	当月の料金を翌月 20 日までに請求し、26 日（土・日・祝日の場合は直後の平日）に、ご指定の口座から引き落とします。	お支払いいただいた月の翌月 20 日までに領収書を交付します。

	※ 口座引き落としをお申込みいただいた直後は、手続の関係上、払込用紙でのご請求になる場合があります。	なお、払込用紙でお支払いいただいた際の受領証は、お支払いいただいた証拠になりますので、領収書が交付されるまで大切に保管してください。
払込用紙	当月の料金にかかる払込用紙を、翌月20日までに送付します。送付された月の月末までに、郵便局又はコンビニエンスストア等でお支払いください。	

## 6 介護給付費の額に係る通知等について

事業者は、介護給付費の支給を受けた場合は、お客様に対し、当該介護給付費の額を通知します。また、介護給付費の支給対象となるサービスについて、利用料金の全額をお支払いいただいたお客様には、サービス提供証明書を発行します。

## 7 緊急時の対応について

サービスの提供中にお客様の容態等に変化があった場合、速やかにご指定の緊急連絡先に連絡し、救急車を要請する等の必要な措置を講じます。

サービス提供時間外のサービスにおける緊急連絡については、直接事業所へご連絡いただくか、時間外受付へご連絡ください。

世田谷ホームヘルプサービス 午前8時30分から午後5時15分まで

[電話番号] 03-5450-8292

時間外受付『アルソックあんしんケアサポート』午後5時15分から午前8時30分まで

[電話番号] 0120-016-724 (フリーダイヤル)

## 8 虐待防止・身体拘束等の適正化について

事業者は、人権擁護、虐待の防止・身体拘束等の適正化等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を設置します。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (3) 居宅介護員等に対し、虐待の防止・身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

## 9 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、居宅介護員等に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所において、居宅介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 10 サービスの利用にあたって

- ① ご自室内の目立たず、外に持ち出せないところにICタグを貼付させていただきます。サービスが外出先の場合は外出用のICタグを用意いたしますので、ご持参ください。居宅介護員等が訪問させていただきましたら、サービス開始前とサービス終了時に携帯端末（スマートフォン）をICタグにかざします。
- ② サービス提供の都度、居宅介護員等がサービス時間中に携帯端末でサービス記録票を作成します。サービスの終了後、記載の内容をご確認いただきます。サービス記録票は電子化され、ただちに事業所へ転送されます。なお、作成したサービス記録票をお手元に残したい場合は、後日、写しをお客様に交付します。
- ③ お客様は、事業所が提供したサービスの具体的な内容等の記録の開示を請求することができます。
- ④ 買物の代行のため、居宅介護員等が現金等をお預かりする場合、金銭預かり証を発行します。
- ⑤ 居宅介護員等の変更を希望される場合は、担当のサービス提供責任者までご相談ください。居宅介護員等の変更には、代替の居宅介護員等の調整のため、お時間をいただく場合があります。なお、原則として居宅介護員等の指名はできません。
- ⑥ 事業所の都合でやむを得ず居宅介護員等を変更する場合がありますので、ご了承ください。
- ⑦ 上記⑤⑥で居宅介護員等を変更する場合は、サービス内容の綿密な引き継ぎを行い、できる限りお客様に支障の無いようにします。
- ⑧ サービス期間中、当事業所の居宅介護員等が同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑨ 交通事情によりサービス時間が多少前後することがありますご了承ください。
- ⑩ 風水害等の自然現象により、行政機関等から「警報」が発せられている場合（可能性も含む）、お客様、居宅介護員等双方の、安全を第一と考え、安全を確保する為、緊急処置的にサービスの時間変更、日程変更、サービスを中止する場合もございますので、ご了承ください。
- ⑪ 道路交通法で、視覚に障害のある方が道路を通行するときは、白杖を使用することが定められています。同行援護のサービスをご利用中も白杖をご使用ください。
- ⑫ 次の内容は、サービスの対象になりません。
  - ア 直接お客様ご本人のためではない行為
    - [具体例] お客様ご本人以外のための洗濯・調理・買物・布団干し等、来客の応接主としてお客様ご本人が使用する居室以外の掃除等
  - イ 日常生活に支障がないと判断される行為
    - [具体例] 単なる見守り（留守番）や話のみの相手、草むしり、花木の水やり植木の剪定等の園芸、犬の散歩などペットの世話
  - ウ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
    - [具体例] 家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え、大掃除、窓のガラス磨き床のワックス掛け、室内外家屋の修理、ペンキ塗り正月や節句等のために日常より特別な手間をかけて行う調理
  - エ 日常生活の援助の範囲を超えた、趣味嗜好に関する外出介助（同行援護は除きます。）
    - [具体例] ドライブ、カラオケ、観劇、お祭りなど地域の行事への参加、外食
  - オ お客様ご本人がご不在の場合のサービス
  - カ 医療行為
  - キ 金銭や貴重品の取扱い（買物の代行で必要な現金をお預かりする場合を除きます。）
- ⑬ その他（特記事項）

・気象庁による「特別警報」が出た場合、地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報を厳守し、即座にサービスを中止させていただきます。

・夏期の期間中、「高温注意情報」として、翌日又は当日の最高気温が概ね35℃以上になることが予想される場合には、室内熱中症の危険があります。室内の空調機を付けていただくかサービスの時間帯、日程の変更をお願いいたします。「熱中症特別警報」発令時には、状況によりサービスの一時停止をさせていただきます。

- ⑭ 居宅介護員等へのお茶・お菓子などの心遣いはご遠慮ください。

## 9 その他の苦情相談窓口

上記2(5)の苦情相談窓口のほか、世田谷区で苦情・相談を受け付けています。

部署・電話番号	お客様のお住まいの地域
世田谷総合支所 保健福祉課障害支援担当 03-5432-2865	池尻1～3丁目、池尻4丁目1～32番、上馬、経堂、駒沢1～2丁目、桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、三宿、宮坂、若林
北沢総合支所 保健福祉課障害支援担当 03-6804-8727	赤堤、池尻4丁目33～39番、梅丘、大原、北沢、豪徳寺、桜上水、代沢、代田、羽根木、松原
玉川総合支所 保健福祉課障害支援担当 03-3702-2092	奥沢、尾山台、上野毛、上用賀、駒沢3～5丁目、駒沢公園、桜新町、新町、瀬田、玉川、玉川台、玉川田園調布、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀
砧総合支所 保健福祉課障害支援担当 03-3482-8198	宇奈根、大蔵、岡本、鎌田、喜多見、砧、砧公園、成城、祖師谷、千歳台、船橋
烏山総合支所 保健福祉課障害支援担当 03-3326-6115	柏谷、上北沢、上祖師谷、北烏山、給田、八幡山、南烏山

令和 年 月 日

指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定同行援護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業者>

[事業所] 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団  
世田谷ホームヘルプサービス  
[代表者] 理事長 板谷 雅光   
[所在地] 東京都世田谷区世田谷 1-23-2

[説明者] \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定同行援護の提供の開始について同意しました。

<お客様>

[ご住所] 世田谷区 \_\_\_\_\_

[お名前] \_\_\_\_\_

<代理人>

[ご住所] \_\_\_\_\_

[お名前] \_\_\_\_\_

[続 柄] \_\_\_\_\_